

療育手帳Q & A

1 療育手帳とは何ですか。

療育手帳とは、知的障害者（児）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害者（児）が障害福祉サービスなどを受けやすくするための手帳です。

2 療育手帳を取得すればどのようなサービスが受けられますか。

様々なサービスや割引が利用できますが、市町によってサービスの内容が異なります。お住まいの市町の障害福祉担当窓口にお問い合わせください。

3 どこで療育手帳を交付していますか。

18歳未満の人に対してはこども家庭センター、18歳以上の人に対しては県立知的障害者更生相談所において療育手帳を交付しています。

4 療育手帳の交付を受けるにはどうすればよいでしょうか。

お住まいの市町の障害福祉担当窓口で手続きをしてください。手続きには、交付申請書、写真1枚（縦4×横3cm、上半身（胸より上）、無帽）、印鑑などが必要となります。

なお、18歳を超えて初めて申請する場合には、ご本人が18歳までに知的障害を発症していたことが証明できる情報や資料が必要となります。詳しくはお住まいの市町の障害福祉担当窓口にお問い合わせください。

5 県外や神戸市から兵庫県に転入したのですが、どのような手続きが必要ですか。

他都道府県や政令市が交付した療育手帳をお持ちの人が、兵庫県内に転入した場合には、お住まいの市町の障害福祉担当窓口で手続きをしてください。手続きには、旧の療育手帳、交付申請書、写真1枚（縦4×横3cm、上半身（胸より上）、無帽）、印鑑などが必要となります。旧の療育手帳については、転入前の都道府県や政令市に返還する手続きをする必要があります。詳しくはお住まいの市町の障害福祉担当窓口にお問い合わせください。

6 知的障害があると療育手帳を持たなければなりませんか。

療育手帳はご本人又はその保護者の申請に基づいて交付されるものです。知的障害があるからといって療育手帳を持たなければならないということはありません。

7 療育手帳の障害程度はどのようなものがありますか。

次の3段階を設けています。

重度 A、 中度 B（1）、 軽度 B（2）

兵庫県では、知的障害を伴わないが、発達障害と診断され、かつ自他の意思の交換及び環境への適応が困難である等により療育又は日常生活上の支援が必要と認めた人にも療育手帳（B（2））を交付しています。

8 障害程度の判定はどのようにして行うのですか。

申請を受け付けてから概ね2～4カ月後の平日に、本人や保護者などが県立知的障害者更生相談所に来所の上、面接を受けていただきます。原則として、心理学的判定や社会的評価、医学的判定を行い、その結果に基づいて総合的に判定して決定します。なお、療育手帳は原則として判定した日に即日交付されます。

9 県立知的障害者更生相談所で判定を受けた後、一定期間が経過すると再び判定を受ける必要がありますか。

県立知的障害者更生相談所で判定を受けられた人は原則として再判定は不要です。ただし、将来的に障害程度の変更が見込まれる場合などは再判定を受けていただく必要があります。

10 療育手帳に「次の判定年月」の記載があり期日が迫っていますが、どのような手続きが必要ですか。

次の判定年月の3カ月前を目安に、お住まいの市町の障害福祉担当窓口で「更新」の手続きをしてください。手続きには、更新申請書、療育手帳、写真1枚（縦4×横3cm、上半身（胸より上）、無帽）、印鑑が必要となります。詳しくはお住まいの市町の障害福祉担当窓口にお問い合わせください。

1 1 県立知的障害者更生相談所まで行くのが困難な場合はどうすればよいでしょうか。

障害が重くて来所が難しい人に対しては、各地域の公共施設に出向き、巡回による判定を行っています。この場合、療育手帳は後日送付します。詳しくはお住まいの市町の障害福祉担当窓口にお問い合わせください。

1 2 「療育手帳を破損しました」「療育手帳をなくしました」どのような手続きが必要ですか。

お住まいの市町障害福祉担当窓口で「再発行」の手続きをしてください。手続きには、再交付申請書、療育手帳、写真1枚（縦4×横3cm、上半身（胸より上）、無帽）、印鑑が必要となります。詳しくはお住まいの市町の障害福祉担当窓口にお問い合わせください。

1 3 「本人の氏名・住所が変わりました」「保護者の氏名・住所が変わりました」どのような手続きが必要ですか。

お住まいの市町障害福祉担当窓口で「変更」の手続きをしてください。手続きには、変更届、療育手帳、印鑑が必要となります。詳しくはお住まいの市町の障害福祉担当窓口にお問い合わせください。

1 4 県外（神戸市含む）に引っ越しますが、どのような手続きが必要ですか。

療育手帳は都道府県・政令市の規定により発行されていますので、転居先の都道府県・政令市の療育手帳を取得する必要があります。転居先の住所地を管轄する福祉事務所などの窓口で交付手続きを行ってください。

なお、兵庫県が発行した旧の療育手帳は、転居前の市町の障害福祉担当窓口で返還の手続きをしてください。手続きには、返還届、療育手帳、印鑑が必要です。